

より算定した額に、当該権利の使用の内容等を考慮して適正に定めた割合を乗じて算定するものとする。

(修正率の算定方法)

第十六条 法第七十一条(法第七十二条(法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。)又は法第一百三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による修正率は、総務省統計局が統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である小売物価統計のための調査の結果に基づき作成する消費者物価指数のうち全国総合指数(付録において「全国総合消費者物価指数」という。)及び日本銀行が同法第二十五条の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指數のうち投資財指數(付録において単に「投資財指數」という。)を用いて、付録の式により算定するものとする。

(移転料)

第十七条 法第七十七条(法第一百三十八条第一項において準用する場合を含む。)第三項において同じ。の物件(立木を除く。次項において同じ。)の移転料は、当該物件を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によつて移転するのに要する費用とする。物件の移転に伴い建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)その他の法令の規定に基づき必要な当該物件の改善に要する費用は、前項の費用には含まれないものとする。

3 第二十五条の二の規定による補償をする場合における法第七十七条の規定により建物の所有者に支払う移転料の額は、第一項の費用の額から第二十五条の二の規定により算定した額を控除した額とする。

(立木の移植補償)

第十八条 土地等(土地、法第五条に掲げる権利、法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び法第七条に規定する土石砂れきをいう。以下同じ。)の収用又は使用に係る土地に立木がある場合において、これを移植することが相当であると認められるときは、次に掲げる額を補償するものとする。

一 掘起し、運搬、植付けに要する費用その他による損失額

二 枯損による損失額その他の移植に伴い通常生ずる損失額

三 用材用の立木の伐採補償

第十九条 土地等の収用又は使用に係る土地に用材用の立木の集團であつて伐期に達していない

ものがある場合において、これらを伐採するこどが相当であると認められるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を補償するものとする。

一 市場における取引の対象となるもの

イ 及びロに掲げる額の合計額から次のハ及びニに掲げる額の合計額を控除した額

イ 伐期に伐採することが見込まれる立木の伐期における価格についての明渡裁決時ににおける前価(将来の時点における価格を基礎として相当な利率により算定した現在価値をいう。以下同じ。)の額

ロ 明渡裁決時から伐期までの間に発生する収益についての明渡裁決時における前価の額

ハ 明渡裁決時における当該立木の集團の価格に相当する額

二 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

三 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

四 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

五 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

六 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

七 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

八 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

九 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

十 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

十一 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

十二 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

十三 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

十四 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

十五 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

十六 伐期までに要すると見込まれる経費の前価の額

十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

二十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

二十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

二十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

二十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

二十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

二十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

二十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

二十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

二十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

二十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

三十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

三十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

三十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

三十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

三十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

三十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

三十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

三十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

三十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

三十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

四十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

四十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

四十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

四十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

四十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

四十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

四十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

四十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

四十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

四十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

五十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

五十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

五十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

五十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

五十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

五十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

五十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

五十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

五十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

五十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

六十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

六十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

六十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

六十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

六十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

六十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

六十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

六十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

六十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

六十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

七十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

七十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

七十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

七十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

七十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

七十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

七十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

七十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

七十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

七十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

八十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

八十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

八十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

八十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

八十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

八十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

八十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

八十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

八十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

八十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

九十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

九十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

九十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

九十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

九十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

九十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

九十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

九十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

九十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

九十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百二十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百三十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百四十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百五十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百六十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七十 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七十一 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七十二 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七十三 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七十四 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七十五 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七十六 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七十七 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七十八 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百七十九 伐期までに要すると見込まれる絏費の前価の額

一百八十 伐期まで

(補償金の額に端数が生じた場合の処理)
第二十六条 法第七十七条、第七十二条、第七十
四条、第七十五条、第七十七条、第八十条、第
八十一条の二又は第八十八条(法第三百三十八条第
一項においてこれらの規定を準用する場合を含
む。)の規定により算定した補償金の額に一円
未満の端数が生じたときは、これを四捨五入す
るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、土地収用法の一部を改正する法
律(平成十三年法律第二百三号)の施行の日(平
成十四年七月十日)から施行する。

**附 則 (平成一五年一月八日政令第一
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十五年一月十七日から
(土地収用法第八十八条の二の細目等を定める
政令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の土地収用法
第八十八条の二の細目等を定める政令第十六条
に規定する企業物価指数(以下この条において
「企業物価指数」という。)が公表されていない
月についての同条及び同令付録の規定の適用に
ついては、第三条の規定による改正前の土地収
用法第八十八条の二の細目等を定める政令第十
六条に規定する卸売物価指数を企業物価指数と
みなす。

**附 則 (平成二〇年一〇月三一日政令第二
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十一
年四月一日)から施行する。

**附 則 (令和元年一二月二十五日政令第二
二〇二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この政令は、民法及び家事事件手続法の一部
を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定
の施行の日(令和二年四月一日)から施行す
る。

付 錄 (第十六条関係)

P_c / P_c × O₈ + P_i / P_i × O₂

備 考

P_c、P_c、P_i及びP_iは、それぞれ
次の数値を表すものとする。
事業の認定の告示がされた日の属する月及
びその前後の月の全国総合消費者物価指数の相
加平均。ただし、裁決がされる日(法第九十条
の二(法第三百三十八条第一項において準用する
場合を含む。)の規定により法第七十七条の規
定を読み替えて適用する場合においては、法第
四十六条の四第一項(法第三百三十八条第一項に
おいて準用する場合を含む。)の規定による支
払期限。(以下同じ。)の前日から起算して二週
間前に当たる日においてこれらの月の全国総合
消費者物価指数及び投資財指数が公表されてい
ない場合においては、これらの指数が公表され
ている最近の三箇月の全国総合消費者物価指数
の相加平均とする。

P_c、裁決がされる日の前日から起算して二週
間前に当たる日において全国総合消費者物価指
数及び投資財指数が公表されている最近の三箇
月の全国総合消費者物価指数の相加平均

P_i 事業の認定の告示がされた日の属する月及
びその前後の月の投資財指数の相加平均。ただ
し、裁決がされる日の前日から起算して二週間
前に当たる日においてこれらの月の全国総合消
費者物価指数及び投資財指数が公表されていな
い場合には、これらの指数が公表されていな
いる最近の三箇月の投資財指数の相加平均とす
る。

二 各月の全国総合消費者物価指数の基準年が異
なる場合又は各月の投資財指数の基準年が異
る場合においては、従前の基準年に基づく月の
指數を変更後の基準年である年の従前の基準年
に基づく指數で除し、百を乗じて得た指數(そ
の指數に小数点以下三位未満の端数があるとき
は、これを四捨五入する。)を、当該月の指數
とする。

三 P_c / P_c 又は P_i / P_i により算出し
た指數に小数点以下三位未満の端数があるとき
は、これを四捨五入する。